

神機健発第47号
令和2年9月25日

事業主・事務担当者様

神奈川県機器健康保険組合
理事長 坂本康祐
(公印省略)

令和2年度 被扶養者資格の再確認の実施について

秋涼の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合の事業運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省保険局通知 保発第1029004号に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため被扶養者資格の再確認を下記のとおり実施することといたしました。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけではなく、ご加入者の皆さまの保険料負担軽減につながる大切な確認となります。

つきましては、同封の配布先リストに基づき「被保険者あて通知文」・「健康保険被保険者・被扶養者調査票」等を対象者にお配りいただき、期限までに取りまとめの上、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 送付書類

- ① 「事業所あて通知（本状）」
 - ② 「健康保険被扶養者確認調書総括表」
 - ③ 「被保険者/被扶養者調査票・配布先リスト」
 - ④ 「該当被保険者あて通知」
 - ⑤ 「健康保険被保険者/被扶養者調査票」
- ④⑤を該当の被保険者にお渡してください。

2. 対象となる被扶養者

令和2年9月1日現在の被扶養者のうち妻・夫・内縁の妻（調査対象者のみ調査票を封入しています。）を対象に実施いたします。ただし、次に掲げる方は対象外です。

【対象外の方】 令和2年1月1日以降に被扶養者の認定を受けた妻・夫・内縁の妻
なお、被保険者が再雇用や事業所間異動の場合は対象となります。

海外赴任者の帯同家族の証明書類の提出については、p7「よくある質問」のQ6をご覧ください。ご対応をお願いいたします。

3. 提出書類について

- ①「健康保険被扶養者確認調書総括表」
- ②「被保険者/被扶養者調査票・配布先リスト」
- ③「健康保険被保険者/被扶養者調査票」
- ④「証明書類」…「証明書一覧表」をご覧ください。(4ページ)

以上4点対象者全員分が整いましたら保険証の**番号順**にして提出期限までにご提出ください。(資格喪失されている方がいましたら、調査票に喪失年月日をご記入の上、ご返送ください。)

4. 提出期限

令和2年10月30日(金) 健保組合必着

※「健康保険被保険者/被扶養者調査票」を期日までにご提出いただけない場合は、健康保険法施行規則第50条7項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は無効とする」により、被扶養者資格を取消すこととなりますのでご注意ください。

5. 被扶養者削除について

- ①削除となる方がいる場合、「調査票」の対象者について赤線で抹消し、「被扶養者でなくなった日」欄に該当年月日、また備考欄に理由を記載の上、保険証も併せてご提出ください。(下記、記載例参照)

* 被扶養者でなくなった日について

- ㊦収入超過の場合…令和2年11月1日
- ㊧就職の場合…就職年月日
- ㊨死亡の場合…死亡の日の翌日

(記載例)

| 氏名/住所 | 性別 | 生年月日 | 続柄 | 同居 | 扶養 | 職業 | 年金 | 年間収入 | 認定日 |
|------------------|-------|--------|----|----|----|----|----|----------------|--------|
| | | | | 別居 | 控除 | | | | |
| 健保 太郎 | 男 | 昭和 | 父 | 同居 | 有 | | 有 | | ○年○月○日 |
| | | ○年○月○日 | | 無 | | 無 | | <u>27年8月1日</u> | |
| 備考 | 就職のため | | | | | | | | |

- ②ご提出いただきました書類等を当組合にて確認した結果、被扶養者として認定できないと判断した場合、後日組合より事業所あてご連絡をいたします。その際、被扶養者異動届及び保険証をご提出ください。

* 被扶養者の認定基準については、5・6ページをご覧ください。

6. 提出先及びお問い合わせ先

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町4-47

神奈川県機器健康保険組合

電話045-641-7713

書き方及び添付書類について

■扶養控除申告欄等

所得税と健康保険では扶養家族となることのできる収入の範囲が異なります。この欄では、ご家族が所得税の申告でも扶養家族となっているか確認します。

対象者全員に「有」「無」のいずれかに○印をつけてください。

| 扶養 控除 申告 | 職業 学校・学年 | 年金 受給 | 年間収入 (円) |
|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 有 ・ 無 | 無職 | 有 ・ 無 | 1,000円 |

令和元年分の年末調整で
扶養家族として申告した場合⇒有に○
扶養家族として申告しなかった場合⇒無に○

公的年金の受給があれば「有」に○

無職・パート等

年金を含めた年間収入額を記入してください。また、収入がない場合は、「0円」とご記入ください。

■調査票の被保険者・被扶養者情報について

令和2年9月1日現在、当組合で把握している被保険者情報が記載されています。

①被保険者ご本人に関する部分

氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所をご確認ください。

内容に誤りがある場合は、訂正欄に赤字で正しいものをご記入ください。

②被扶養者であるご家族に関する部分

氏名、性別、生年月日、続柄、同居・別居をご確認ください。

内容に誤りがある場合は、訂正欄に赤字で正しいものをご記入ください。

③右下欄（被保険者印）について

訂正の有無に関わらず、押印は必要です。押し忘れにご注意ください。

Ⅰ配偶者（内縁の妻含む）等の再確認に必要な証明書一覧表

◎…必ず添付してください。

○…年金受給者の方は◎の書類と併せて添付してください。

| | |
|--|--|
| 同居の場合（収入有） 働いている場合（パート、アルバイト、自営業等） | ◎…直近の課税（非課税）証明書 （市区町村発行：提出3か月以内の原本） 但し、自営業の方や不動産収入のある方等は、 直近の確定申告書及び収支内訳書の写 ○…年金振込通知書の写 老齢、障害、遺族、企業年金等 |
| 別居の場合（収入有） 働いている場合（パート、アルバイト、自営業等） | 上記書類に加えて、直近6か月分の送金額を証明できるもの （銀行振込明細書、通帳の写等）を添付してください。 被保険者の単身赴任による別居の場合は、送金（仕送り）証明書は不要です。 ※手渡しでの仕送りは、認められません。 |

| | |
|-------------------|--|
| 同居の場合（収入無） | ◎…直近の課税（非課税）証明書 （市区町村発行：提出3か月以内の原本） ○…年金振込通知書の写 老齢、障害、遺族、企業年金等 |
| 別居の場合（収入無） | 上記書類に加えて、直近6か月分の送金額を証明できるもの （銀行振込明細書、通帳の写等）を添付してください。 被保険者の単身赴任による別居の場合は、送金（仕送り）証明書は不要です。 ※手渡しでの仕送りは、認められません。 |

令和元年中に収入が130万円を超えていたが、その後、退職により収入がなくなり被扶養者として認定された方は、「調査票」の備考欄に退職日を記載してください。

Ⅰ添付書類の説明

※ 各証明書は発行から3か月以内のものを添付してください。

※ 提出いただく市区町村発行の【直近の課税（非課税）証明書】は、扶養認定要件を満たしているか証明するために必要な書類であり、取得にかかる費用は個人負担となります。

| 添付書類 | 注意事項 | 入手先 |
|---------------------------------------|--|--------------|
| 課税（非課税）証明書 | 今年の1月1日時点で住民票のあった市区町村にて交付 無収入でも「0円」又は「***」で印字交付されたもの | 市区町村 |
| 確定申告書（写）及び 収支内訳書（写） | 個人事業収入、不動産収入などの収入がある場合 | 税務署 |
| 送金額を証明する書類 銀行振込明細書（写） 又は現金書留（写） | 手渡しによる送金は不可 送金者と受取者の確認ができる内容であること 通帳による送金はそれぞれの通帳の写し | 金融機関 日本郵便 |

被扶養者認定基準について

■被扶養者とは

被保険者の収入によって生活している家族は「被扶養者」として健康保険の給付を受けることができます。

ただし、家族なら誰でも健康保険の被扶養者として認定されるというのではなく、健康保険法で決まっている一定の条件を満たすことが必要です。(健康保険法第3条第7項)

健康保険の扶養家族は、会社の扶養手当の対象や税法上の扶養家族とは基準が異なります。

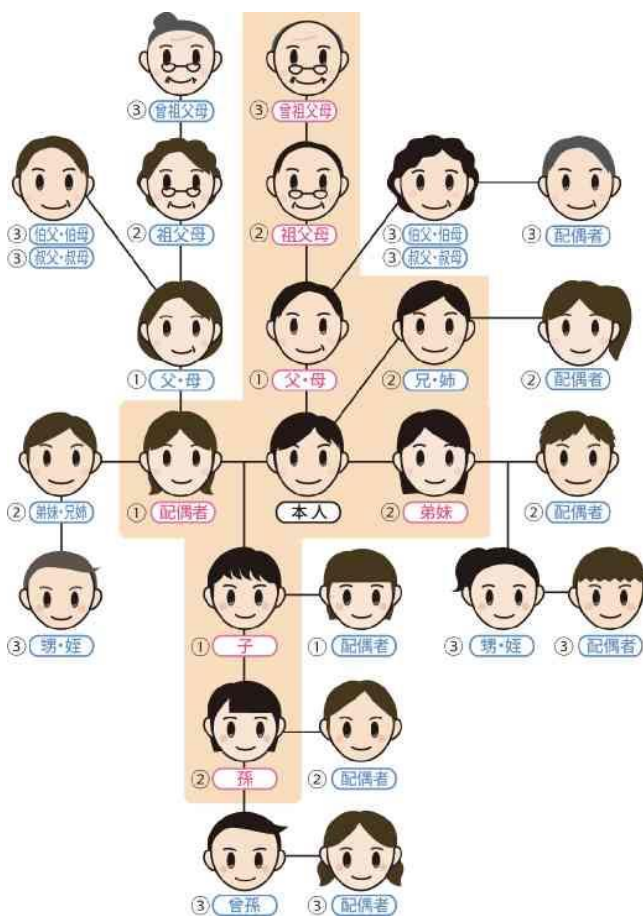
■被扶養者の認定基準

被扶養者として認定を受けるためには、次のいずれの条件も満たす必要があります。健保組合は下記の項目に沿って総合的かつ厳正に審査したうえで被扶養者に該当するかどうかを判断します。

(認定条件)

- ①被保険者がその家族を経済的に主として扶養している事実があること。つまり、その家族の生活費を主として負担していること。
- ②対象となる家族が健康保険法に定める被扶養者の範囲であること。(6ページをご覧ください)
- ③後期高齢者に該当していないこと。
- ④被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があること。
- ⑤被保険者には継続的にその家族を養う経済的扶養能力があること。
- ⑥対象となる家族の年収は被保険者の年収の1/2未満であること。(6ページをご覧ください)
- ⑦対象となる家族の収入は、年間130万円未満(60歳以上又は59歳以下の障害年金受給者は年間180万円未満)であること。(6ページをご覧ください)
- ⑧雇用保険失業給付金を受給予定の場合、日額が3,612円未満であること。(6ページをご覧ください)

被扶養者の範囲



「被扶養者」として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て 3 親等内の親族であり、(民法上の親族とは異なります) 主として被保険者の収入で生計維持していることが必要です。さらに同一世帯が要件とされる親族もあります。

同居とは

被保険者と被扶養者の方の住民票の表記が同一の場合を「同居」といたします。

※なお、以下のような場合も「同居」とみなします。

- 大学生以下の学生における別居
- 被保険者の単身赴任により別居となった「配偶者」または「配偶者と同居する家族」
- 特別養護老人ホームや障がい者施設への入所により別居となった家族

3 親等内の親族図

- ……同・別居可 ①…1親等
- ②…2親等
- 以外…同居が条件 ③…3親等

認定対象者の収入基準額

厚生労働省の通達により、下記の①②の「認定対象者の収入の基準額」の条件を満たしていることが必要です。

①金額

| 被扶養者の年齢など | 年間収入 | 日額(雇用保険受給) |
|-----------|---------|------------|
| 60歳未満の場合 | 130万円未満 | 3,612円未満 |
| 60歳以上の場合 | 180万円未満 | 5,000円未満 |
| 障害年金受給の場合 | 180万円未満 | 5,000円未満 |

②被保険者との世帯関係・収入・仕送り

| | |
|----------------------------|---|
| 被保険者と被扶養者が 同一世帯 の場合 | 被扶養者の年収が被保険者の 年収の1/2未満 であること。 |
| 被保険者と被扶養者が 別世帯 の場合 | 被扶養者の年収が被保険者の 年収の1/2未満 であり、かつ、被保険者からの 仕送り額未満 であること。 |

③別居の場合の仕送りについて

仕送りは生計維持のためのものということから、定期的な仕送りが必要となります。(定期的とは、毎月、あるいは最低でも2か月に1回)

よくある質問 Q&A

| | |
|--|---|
| <p>Q1. 被扶養者として認定されているのに、なぜ毎年調査するのですか？</p> | <p>認定した被扶養者の環境は、1年間で変動することがあります。 そのため収入状況等を毎年確認し、引き続き被扶養者としての認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査となります。 被扶養者の有無・人数に関わらず、被保険者の皆さまから納めいただいている保険料で、被扶養者(ご家族)の医療費・各種保健事業等を賄っています。扶養に該当しない方を認定し続けることは、本来負担しなくてもよい費用を支出することになり、健保組合財政の悪化、ひいては保険料の引き上げにつながることもありますので、ご協力よろしくお願ひします。</p> |
| <p>Q2. 調査は何に基づいて行っているのでしょうか？</p> | <p>■健康保険法施行規則第50条 被保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる ■厚生労働省保険局長通知保発第1029004号 被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること ■厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号 被保険者の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること</p> |
| <p>Q3. 主として被保険者により生計を維持されるとうはどういうことですか？</p> | <p>被保険者が被扶養者の生計費を、継続して半分以上負担していることをいいます。</p> |
| <p>Q4. 添付した書類が必要になった場合コピーを送ってもらえますか？</p> | <p>ご提出の書類につきましては、原則ご返却及び、コピーは致しかねます。 必ずご提出前に、控えをおとりください。</p> |
| <p>Q5. 提出期限までに書類を提出しない場合はどうなりますか？</p> | <p>健康保険法施行規則第50条7項に基づいて、継続の意思がないものとして扶養者から削除することになります。 理由がある場合は、事業所担当者を通して健保組合へご連絡ください。</p> |
| <p>Q6. 昨年、海外居住のため「課税(非課税)証明書」「所得証明書」が発行されませんが、どうすればいいですか</p> | <p>「〇〇〇〇年〇月〇日まで海外居住」と調査票の備考欄にご記入ください。 なお、個人印は必要ありません。</p> |

よくある質問 Q&A

| | |
|---|---|
| <p>Q7. 日本国内に住所を有していないと認定は継続できませんか？</p> | <p>医療保険の適正な利用の確保のため、2020年4月から国内に居住しているという要件が追加されました。</p> <p>住民登録されているかどうかで判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。</p> <p>但し、以下は例外となります。</p> <p>(1)外国において留学をする学生 (2)外国に赴任する被保険者に同行する者 (3)観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 (4)被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者 (5)(1)から(4)までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者</p> |
| <p>Q8. 国内居住者であっても、被扶養者として認められないケースはありますか？</p> | <p>住民票が日本国内にあっても、海外で就労している等、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、国内居住要件を満たさないと判断されます。</p> <p>また、医療滞在ビザで来日した方、観光・保養を目的としたロングステイビザで来日した方については、国内居住であっても被扶養者として認定されません。</p> <p>但し、施行日(2020年4月1日)時点で国内の医療機関に入院している場合、経過措置として、入院期間中は資格が継続されます。</p> |
| <p>Q9. パート・アルバイト等による給与収入は、手取り額のことですか？</p> | <p>健康保険で確認する収入は、総支給額(税金等控除前)で判断します。</p> |
| <p>Q10. 非課税の交通費(通勤手当)は収入に含まれますか？</p> | <p>健康保険の扶養家族の収入は、課税・非課税に関わらず対象となります。</p> |
| <p>Q11. 直近3か月分の「給与明細」を提出すると思いますが、今年8月から働き始めたのですがどうすればよいですか？</p> | <p>働き始めて3か月未満の場合は、働き始めた日を調査票の備考欄に記入し、直近までの給与明細を提出してください。</p> |